

文部省史料館報

第 15 号

昭和 46 年 12 月

目 次

古文書の保存科学	岩崎 友吉	(2)
<hr/>		
整理と分類		
県庁文書の分類について	原島 陽	(6)
民俗資料		
俗流管理論 (下)	中村俊亀智	(8)
情 報		
市町村公文書の所在調査	東別府盛雄	(10)
——「宮崎県行政資料所在調査目録」——		
財団法人福島県文化センター歴史資料館	菅田 宏	(11)
短 信		
「地方史静岡」の刊行	朝比奈 豪	(12)
地方における研究活動の組織化	井口 昌保	(12)
——福井県郷土誌懇談会の場合——		
<hr/>		
所在調査		
大名家文書の所在調査	第一史料室	(13)
——報告その 3——		
近世史料目録所在調査の終了について		(5)
46年度新収史料紹介(二)		(14)
〈須田家文書・大河内家文書・原町問屋日記〉		
彙報・その他		(15)

古文書の保存科学

岩崎友吉

(東京国立文化財研究所
修理技術研究室長)

過般の、文部省史料館主催による第17回近世史料担当職員講習会において、表題について講義を行なったさい、時間の関係等で説明申し上げそなた分を含めて、ここに少しばかり注意すべき点を記述し、お詫びに代えさせて頂きたい。

はじめに

日常生活に於ける和紙の利用は合成樹脂の発達と共に急速に減り、ごく一部の用途にのみ辛うじて生産が確保されているのが現状であるが、過去の記録は和紙を材料とした文書として多数残されている。もちろん明治以降の文書には洋紙も含まれている。ここでは古文書を保存する目的で、和紙を中心としてその性質や保存法の一般等について述べたいと思う。なお和紙も洋紙もセルロースを用いる点では同じであるが、製造工程や夾雑物を異にする。また合成せんの紙は成分がまちまちである。

A 和紙の成り立ち

紙の発生からの歴史は省略する。周知のことではあるが、和紙はごく特殊なものを除いて一般にせんの材料としては、こうぞ(楮)、みつまた(三椏)またはがんび(雁皮)がある。これらの植物から取り出したせいをばらばらにして再び均一に集めて薄い層としたものが紙であるが、ただせいを集めただけではこれらが互いに結合しないから、何らかの接着剤ともいべきものを必要とする。この目的で広く使用されているのが、とろろあおい(黄蜀葵)である。これは美しい花の咲く草として知られているが、このものの根を水で浸出すると透明な粘重な液体が得られる。これを紙漉きの際に混ぜて糊の役目を果させる。但し夏季はこの液が腐敗して悪臭を放つ。冬に紙を漉くことはこれを避ける意味から言っても合理的である。このとろろあおいも近時似た性質の合成樹脂で一部代用されつつある。

B 和紙の性質

(1) せんの長さ
つくりかたにより一定してはいないが長せんのもののできた和紙は丈夫である。短いせんのものほどばさばさとして破れ易い。

(2) 異方性

ことばにすると耳なれないようでもあるが、要するに紙の機械的性質が縦横でちがうということである。紙は漉くとき、一種のすだれ状のものでせんを集める。うすい紙ほど光にすかしてみると、このすだれのあとがよく見えることがある。紙のせんは漉くとき、どうしてもこのすだれの構成材料の方向の影響を受けて一つの方向により多くならぶ傾向があり、したがってこの方向とこれに直角な方向とでは破れに對する強さに差異を生ずる。いわゆる横紙やぶりにはより大きな力を必要とするわけである。洋紙にも異方性はある程度あり、方向を誤って製本するとページがめくりにくい。

(3) 水に對して

乾いた紙はよく湿気を吸い、また水に濡れると破れ易くなることはよく知られている。ここでもう

一つ重要なことは、紙の伸び縮みである。和紙は湿気を吸うと伸びる。この性質を利用して濡れた状態で和紙を貼りつけると、乾いてからびんと平らに張ることができ、壁紙(現在和紙ではないのが普通であるが)や襖、軸もの等が普通の部屋で雨天の日になるむのは、みなこの性質を裏書きしている。なお布は水で縮むが、両者を結びつける表具には特別の配慮と技術が必要である。

また紙のせんは極端な乾燥状態では脆くなる。しかしこれは特に化学薬剤等で水を除いて高度な乾燥状態に持った場合のことで、40〜50%ぐらいでは危険はないと見てよいであらう。しかし、例えば何か貴重な古文書を容器に密封して中の空気をできるだけ除くというような方法をとった場合、極端に乾燥するから、もしその紙が既に老化していたようなものであれば、容器を動かして紙が内部で器壁にあたるような場合は、紙が碎ける危険も予想される。

(4) 虫に對して

紙のせんはセルロースが主成分であり、これは化学的に見れば澱粉や糖類と同様であり、生物に

とって一種の食物である。

これに加えて製本、装幀、表具等の際用いられた糊、膠等も同様に食物と見なされる。したがって生棲に適当な温度・湿度の下では、虫もかびも猛烈に繁殖する。ここで注意すべきは、人間が快適に感ずる温湿度と虫の好むそれとは異なることで、虫やかびは一般に高温多湿を好む。

害虫としてはしみ、きくいむし、しろあり等多種類であり、かびの種類もまたきわめて多い。この中でしろありの被害は特に猛烈で、しかもこのあり自身は光をきらうため、書籍、木など表面一層は必ず残し内部のみを徹底的に喰い荒らす。

(5)薬剤に対して
これらの被害を防ぐには、先づ温湿度の調整により環境を整備し、虫糞に注意し、また、かびの発生は初期に発見しなければならぬ。これらの被害の防除については後述の取蔵庫の防虫の項を参照されたい。かびに対してはフォルマリン、酸化エチレン、紫外線等による殺菌が行われるが、いづれも一長一短あり、専門家に相談されたい。

もちろん強酸や強アルカリ等には侵されて遂には崩壊消滅するが、そうでなくとも、たとえば人体の皮膚に害を与えるようなものは一応警戒すべきである。前述のとおり、和紙のせんい自身はセルロース、つまり化学的には炭水化物で糖や澱粉と同類のものであり、したがって炭水化物としての化学反応を考えればよい。いろいろな薬剤に対しての化学反応の各論は省略するが、一つ注意すべき点は紙の防殺虫の目的で、塩素系薬剤（DDT、BHC等）を用いると紙のせんいを弱くすることが知られ、国際的にもこの注意を周知せしめるような考慮が払われている。また紙のせんいは鉄を吸着する性質があり、鉄分を含んだ水で茶色になることがしばしば見られる。

(6)光に対して
たとえば和紙を置いて日光に晒しながら乾燥すると、白く美しくなることはよく知られている。しかし一方展覧会などで長期に光に晒したり、又棚に格納してある時でも光に当る部分が黄変するのは一般に見られる現象である。しかし光が作用する時、紙がどんな環境に置かれているかも同時に影響

すると思われる。温湿度が高くて反応が進み易かったり、汚染した空気に包まれていた場合、光がどんな作用を与えるか等個々の詳しい研究はかなり困難であるが、光をなるべく遮断して適当な温湿度（たとえば温度18—20℃、湿度55—60%）の下に保存すれば一応安全と考えてよい。なお上記光の作用は、紫外線を中心にした光化学作用の他に、可視光や赤外の方によった熱線の作用も考えられる。文書を虫干しする目的でひなたに晒すことは、この両要素を考えると危険である。

(7)環境歴に対して
一枚の紙の場合にはさして問題にならないが、表具、裏打ち等幾枚かの紙が貼りあわされた場合、外部の温湿度の変化による紙の動き方は必ずしも一様でなく、老化して一部分が特に弱っている時には歪みはその部分にしわよせされて破れる場合がある。外部の環境の変化が緩慢な場合は一部分に急に力がかかる危険はないが、外部の温湿度が急に変ると紙の水分の出入による伸縮の作用でどこかに大きな歪みがかかり、その部分が破れたり、また彩色があればその剥

落を来す。もつとも急速に乾くことの方が遙かに危険で、湿める方向の変化には機械的な力のかかる心配は少ないといえよう。たとえば、しめった穴倉のようなところから通風のよい乾燥した部屋に移すような場合が危険なのである。たとえその部屋の気象条件が、いわゆる標準的であっても、その条件に達するのが非常に短時間であると危険である。

(8)ほこりに対して
特に都会、工業地帯ではタールその他種々の化学薬品を含んだほこりが多い。これらは直接化学作用をおよぼすことは勿論であるが、そうでなくとも、たとえば「わたほこり」が表面にたまると、そのほこりが空気中の水を吸って湿めり、その水の中に空気中の有害カスガとけ込み、結果として好ましくない薬液で湿布されたような状態となる。本体を傷めないようにていねいにすすを払い除かなければならない。

C 書棚について

(1)木製書棚
木自体は、白木の場合湿気を吸い又は吐くので、ある程度急に湿

度が上つても結露の心配はないが、白木は害虫に対して通常無防禦である。したがって書籍が非常に長期間棚板に密着して置かれていると、通風換気の不足から虫害が発生し易く、このことは経箱その他についても同様である。

松材およびラワン材は特に虫がつき易く、新しい虫糞が発見されたならば、直ちに殺虫処置を行う必要がある。また木材に対する火災の予防はもちろん重要であることは言をまたない。

(2) 金属製書棚

金属は、虫害、火災その他機械的破損等に対して安全であるが、一つ留意すべきは露結の問題である。春先の雨上りなど、書庫内が冷えているのに外気の温度が急に昇り、いわゆるなまあたたい空気が吹き込むと、冷えている金属の表面に露を結び、場合によっては書籍にしみを生ずる。またこの露が後刻、附近一帯の湿気のみならずともなるから平生充分に監視して、このような場合には外気との流通を遮断し、棚は乾いた布で拭わなければならない。

D 収蔵庫について

(1) 防湿

土蔵、木造建築、コンクリート建築等あらゆる場合を通じて、湿気に対する次のような防禦策が必要である。

- ① 新築の場合、地下水の高いところや、池のそばには建てない。やむを得ない場合は、床を高くする。
- ② 既存の蔵については床下の通風をよくする。
- ③ 蔵の屋根の上から大きな樹木等が覆いかぶさる状況に置かない。
- ④ 周囲の雑草はできるだけ刈り取る。
- ⑤ 多湿な時は窓扉等を開けず、乾燥した天気の際に、適当に換気通風を行う。この際害虫の侵入に注意する、網戸の活用も一法である。
- ⑥ 雨もり、壁の亀裂等内部に湿気をもたらす原因は、すべて取り除く。
- ⑦ 外壁が吸湿しやすい材料でできている場合は、防水加工を行う。
- ⑧ 内部が常時著しくしめる場合は書籍等を箱、袋等に吸湿剤と共に入れるか、除湿器を設

(2) 防虫

置する。この際、漏電に対しては充分注意する。

内部が虫の生棲に適した環境にならぬよう注意すべきで、それは高温、多湿を避けるべきであるが、場合によっては薬剤の使用も考えなくてはならない。

- ① 防虫剤としては古来樟脳、ナフタリン等があるが、これらは通常考えられているほどの効果はない。
- ② DDT、BHC等は、既述のとおり紙をいためることが報告されている。その他のものでも、薬品に直接触れることは避けるべきである。すなわち、直接噴霧、塗布等を行ってはならない。
- ③ パラジクロールベンゾール（ベンゼン）は有効であるが、揮散がかなり早いから補給に注意する。但し、これも塩素系であるから直接触れさせぬよう、また過用を避ける。
- ④ 虫害を蒙った場合はガスクン蒸が適当である。これについては別の項目に記述する。なお、虫害が進行中の場合も、虫の姿は見えない場合がしば

しばある。

⑤ 収蔵庫内では、本箱その他の取納箱は壁に密着することを避け、下端もいわゆる下駄をはかせた状態にし床と密着しないようにする。

E くん蒸処置

虫害に侵され、それが今なお進行中の場合には、ガスによるくん蒸処置が有効である。これに用いるガスにはいろいろあるが、要するに一種の毒ガスであるから、人間が吸入することは避けなければならない。危険予防、公害防止の面からいって素人の取扱いは危険であり、専門家の指導を求めなくてはならない。根本的問題として、くん蒸にあたって注意すべき点を挙げると、次のようになる。

- (1) ガスは、物を傷めないものであること。
- (2) 引火爆発等のおそれのないこと。
- (3) 二硫化炭素等は特に危険である。漏洩、残存等の検知が容易であること。
- (4) 処置後安全にガスを揮散せしめ得る条件を備えていること。
- (5) ガスの常時保有には極めて慎重な考慮を払い、ガス洩れの危険を防

ぐこと。

現在最も多く利用されているのはメチルプロマイドであるが、くん蒸作業の詳細については個々にお問合せありたい。

F 老化した紙の処置——

下記のような種々の補強方法があるが、いづれも専門家に任せるべきで、さもないと必ずといってよいくらい失敗する。

(1)合成樹脂等の含浸により補強する。

しかし場合によりぬれ色になる。

(2)紙等で裏打ちをする。但し版画の類は裏打ちをしないのが原則である。

(3)表裏両面とも重要な場合は、特殊技術として紙を二枚に剥がして処置するか(但し極度に弱いものは困難のことが多い)または特別な場合には比較的粗い紗の布を両面から貼り保存している例もある。

(4)両面からガラスではさむ。この方法ではガラスの風化やかびの発生等の影響でくもりを生じ、好ましくない結果を生むことがしばしばある。

(5)プラスチックに埋没する。虫や花の標本に用いられる方法であるが、文書類にはあまりすすめられない。

長年月の後プラスチックが老化した場合、改善処置はかなり困難になると思われるし、また資料に直接触れられない不便がある。

(6)透明容器に入れて密閉し、内部を減圧にし、または窒素等の不活性ガスを封入する。この方法に於ける密閉作業、容器の製作はあまり簡単でない。減圧の場合は乾燥しすぎるきらいがあり、また容器の気密性の長年月の保持は容易でない。

G 火災に対する処置——

漏電、落雷、放火、失火等、火災の原因は種々考えられるが不幸にして火災の発生した場合、どのような作業が適切かという点、一般火災同様に水が最も有効である。消火器は特別な大きな消火装置でない限り、初期消火のみに有効で、その前に先づ必要なのは「通報」である。次に消火に成功したあとのことを考えると、文書類が単に水で濡れている場合は適切な乾燥方法もとり得るが、もし化学薬剤による消火が行われて、何らかの薬剤がしみこんで残っている場合は、物をといためにこれを取り除く方法はかなり複雑である。したがって一般文化財同様、

文書類に対する消火器は、特に塩類使用のものは避けるべきで、ガス(窒素、炭酸ガス)か不活性な揮発性溶剤の消火器を用いるべきである。火災に対する一般注意はこゝでは省略する。

むすび

以上ごく大きっぱに一般的注意を記述したが、実際にはいろいろ特殊な問題に出あうことが予想される。たとえば公開・展示と保存とはいっ

も相反する要素を含むし、同じ有機物である紙に全くの影響なく、虫やかびだけ殺すということもいささか無理とも言えよう。経験によってそれぞれ特殊な解決策をお持ちの方もあろうが、ちよつとした科学的知識の導入によって、対策がより容易になる場合もあろう。そのような点で、できる限りの協力は惜しまないつもりである。解決しなければならぬ問題は御一緒に考えて見たい。御連絡を期待する。

近世史料目録所在調査の

終了について

当館では、近世史料目録の全国的・体系的収集整備をおこなう前提的作業として、既調査に属する近世史料目録の所在を確認することから着手致しました。

そこで昨年十月各都道府県立の中央図書館ならびに文書館などに調査のご協力をお願いいたしましたところ、幸いにも関係各位には業務繁多の折りにもかかわらず、早速多数のご回答(第一次31件、

昭和四十六年十一月

県庁文書の分類について

原 島 陽 一

今春刊行した「史料館所蔵史料目録」第十七集（愛知・群馬両県庁文書）について、本誌前号で、鈴江英一・大村進両氏から、それぞれの豊富な体験と真剣な考察の上に立つての適切な指摘や問題提起をいただいたことは、第十七集の作成担当者としても誠に有難いことであった。

両氏のご批判の中には、担当者として多少の弁解を求めたいこともないではないが、それでは問題の本質的解決から離れてしまう。たまたま、史料の整理分類に関する原稿を編集部から求められたのを機会に、県庁文書の分類を素材にして、前号の両氏の提言を参照しつつ、史料の分類または目録化についての、一つのアプローチを試みることによって、両氏のご好意に応えることにした。

前号所載の両氏の論稿でも、分類のむつかしさを共通して採り上げている。それは、利用者の要求が複雑多岐にわたる。結果、目録作成者側の施した「分類の役割は、ある程度検索のコードの機能をはたして」

いるに過ぎず、しかも供給者側としては「文書自体の体系」を考えねばならない——ということである。「文書自体の体系」を尊重することが、供給側だけでなく、実は利用者にとっても重要なことは、いうまでもないことで、目先の利用に促われてその体系を乱したり崩したために、多くの利用者に不便をもたらした例は二、三にとどまらない。要は供給と利用との両側面から考えて最も便利な分類なり目録なりを作ることであり、そのためには、大村氏の提言のように両サイドの意見交換も必要であらう。

ところで、第十七集では、いくつかの先例を参考にしつつ年代と分課機構との併用方式によって分類した。尤も、鈴江氏の伝えるところによれば、この方式は図書館関係者からみると単なる仕訳けに過ぎず、分類とは呼べないそうであるが、かえってこのことによって史料と図書との分類の——そして取扱いの相異点が判然としたようである。図書の利用に

は分類目録も使われるが、書名・著者名カードの利用率も高いはずである。書名著者名索引との併用の上で分類目録が成り立っていると、少くとも利用者の側からは言い得るだろう。尚主題にまたがる図書の分類に問題が残るとは図書館人の言であった。ところが、史料の場合には書名や著者名による検索は多くの利用者にとつて、ほとんど役に立たない。未知の史料名を五十音順で配列しても、その効果は無秩序に並べたものと大差ないからである。年代配列Ⅱ分類を採用する一因はここにある。但し、明治二年と断定し得る「巳年割附帳」を年代不詳として一括するようなのは年代分類としては等外であることも付け加えておこう。

話を戻そう。筆者は何も、第十七集で採用した年代と分課機構とによる分類を弁護し、正当化しようとするために本稿を書き始めたのではない。むしろ、あのなかで事項分類を試みる余地がなかったかを、改めて模索しようとしている。目録巻末に附載した索引の分類配列から推して本文の事項分類の可能性を、鈴江氏はさすがに鋭く指摘しておられる。そして、この索引の分類項目が文書の中に残っていた事項に基くのでは

ないかと推定された。ここで、あの索引の作成過程を詳述する暇はないが、分類項目の決め方については、ば事項の影響が全くなかったと断言できないが、それよりも常識的な分類主題を選び、項目名にはできるだけ当時の用語を採用したといった方が正確だと思う。何よりも、あの索引の分類については、両県庁文書に対する先入観をもたない鎌田研究員の絶大な協力のもとに完成したものであった。だが、こうして作成された分類項目が、当時の事項と重複することは、逆に事項による分類の可能性をますます強くするともいえる。そこで両県庁文書にかつて施された事項名を調べれば別表の如くなる。

まず、群馬県庁文書については、明治二七年調の『永年保存書類目録』によって、その部名を挙げると別表(A)の如くである。この目録には明治五年以降の簿書が収録されているが現存文書と比較すると当時における全文書を網羅したものではない。また部名は、官房を除くと二七年一月の改組による第一―第四課の係名に基くようである。次に、愛知県庁文書には各部門にわたる事項名称の判別する史料が得られないので、当館

所蔵の各簿書の表紙に記載された門名を書き抜いたものが(B)である。従って、この門名のすべてが同時に共存したとは限らない。なお参考として昭和十四年における愛知県鹿野文書目録にみえる門名を(C)として掲げた。さらに、他府県庁文書との比較を試みるために、『埼玉県行政文書目録』の明治編の分類項目、および『京都府庁文書目録』明治編の分類表を転載させていただく(D)(E)。

右のように、(A)(C)と(B)とは性格が異なるし、(A)(B)(C)と(D)(E)とはさらに事情が違うので、これらを同列に比較するのは無理であるし、また鈴江氏の指摘のように全国的な共通分類にそれほどの意義を認めるものでもない。ただ、この例のなかからいえることは、①(A)(C)(D)(E)に共通する

項目(●印)は類似する項目(○印)を加えても六項に過ぎないが、成立や内容の相異を超えて、項目の立て方には一定の方向があり、②項目名には課係の名称との重複関連が指摘できるといふことである。この関連があるために③勸業の項目が農事・商工などに細分化する可能性をもち(C)の土木のように経理課分・道路課分・河川課分と、同じ土木門が三細分されることにもなる。

この(A)～(E)のいずれかの方式で分類するというのはどんな意味を持つであろうか。それは、すでにそのように分類されたものの場合に最も説得力が強く、項目名の変更や細分化の起った場合には調整が必要である。だが、調整して表面上は完了したようにみえる分類には無理がある。(B)

- (A) 官房議事 ● 庶務 ● 土木 ● 地理 ● 学務 ● 兵事 ● 社会 ● 計農
- (B) 議事 地方学 ● 地学 ● 社寺 ● 兵士 ● 土木 ● 社会 ● 計勸
- (C) 文書 ● 官職 ● 庶務 ● 地方 ● 社会 ● 教育 ● 学 ● 社 ● 寺 ● 兵 ● 士 ● 土 ● 木 ● 理 ● 市 ● 面 ● 計 ● 業 ● 合 ● 務 ● 工 ● 産 ● 糸 ● 整
- (D) 中央 ● 管 ● 令 ● 下 ● 達 ● 旧 ● 藩 ● 書 ● 庶 ● 務 ● 官 ● 房 ● 治 ● 事 ● 社 ● 寺 ● 籍 ● 兵 ● 士 ● 土 ● 木 ● 理 ● 市 ● 面 ● 計 ● 業 ● 合 ● 務 ● 工 ● 産 ● 糸 ● 整
- (E) 達 ● 令 ● 1 ● 令 ● 2 ● 復 ● 事 ● 会 ● 議 ● 庶 ● 務 ● 財 ● 務 ● 法 ● 理 ● 地 ● 理 ● 通 ● 室 ● 實 ● 事 ● 生 ● 事 ● 兵 ● 士 ● 土 ● 木 ● 理 ● 市 ● 面 ● 計 ● 業 ● 合 ● 務 ● 工 ● 産 ● 糸 ● 整

と(C)との二つの分類理論を混在させた分類は厳密には分類でない。(D)(E)のように新たに分類表を設定した場合は、古い分類基準は無視しなければならない。しかも、簿書を改綴することは原則的に認められないのである。『編冊の状態が分類を規定』するという鈴江氏の指摘がある所以である。一度分類された編冊を再分類することの矛盾を避けるのは困難である。近世文書の多くが(D)(E)に近い方式で分類されるのは、かつて分類されたことがなかったり、ほとんどその影響力を失っているからである。大名文書などの中には古い分類が残っていて、新しい分類基準と齟齬を生じる例もある。それでもなお新しい分類が可能なのは、県庁文書の主体をなすような簿書形式の史料が少いからではなからうか。

一つの例を挙げよう。(イ)「御巡幸諸調書」(ロ)「行幸行啓関係書類」(ハ)「行幸啓三関スル書類」の三史料は、事類に従うなら、(イ)↓勸業、(ロ)↓會計、(ハ)↓学事に分類される性格をもつ。だが、(C)式には勸業の項目がなからず、(D)式には農事・商工・水産などへ分出せねばならない。(D)が勸業と農事・商工を併存させた苦心が察せられる。また、右の三史料を行幸と

いう共通観点でみれば(E)の皇室貴賓に分類することも可能であり、その方が便利だという利用者もあろう。

分類について、このような無理や矛盾がある一方で、簿書の内容——件名をこそ示すべきだという考えが目録作成側にあつて、鈴江・大村両氏ともこれを強調している。苦心した分類は、苦心の割には評価されないのである。これを覚悟の上ならば(A)～(E)による分類も決して不可能ではない。だが、大項目内における配列順位の困難性などを考えれば、作成の時点に遡っての配列——年代分類の利点についても理解があつてよいようにも思う。

最後に、簿書の内容の一点毎を件名に採録することの必要性を確認しておきたい。これは県庁文書に限ったことでなく、近世史料の中でも必要な場合があるはずである。日記・用留・大福帳など内容の一定しない書名には、少くともどの種類の帳簿であるかを註記したい。ただし、そのためには時間と労力と費用が要る。これを克服するには、目録作成上の最低限を設けて、お互いこれを見守り育てていくことが必要であるし、さらによりよい方法への努力が続けられるべきであらう。

俗流管理論 (下)

中村 俊 亀 智

収蔵の標本にはどのような台帳やカードを附随しておくべきか、これも、私たちにいわせれば合理的に解決されていない問題の一つである。そこでこの話題についても私の前にいた博物館(たゞし今はもうない博物館)の例を出して考えてみよう。

いま、ある人がこの博物館へやってきて、俺はこれからどこそこへ行くのだが(勿論研究・調査?・探検に行くのである、念のため)といったとする。館では彼の計画を子細にきいた上で資料の収集を依頼したとしよう。館自体がこの種の計画を行う場合も手続きは同じである。

(1) 館では彼に物の蒐集を頼むと同時に多分学芸員の方からこれこれのことを調べてきてほしいという。私たちの標本は(有形の民俗資料は)美術工芸や古文書とは一寸違って、それを使う人がどう使っているか、どのような態度や考え方で扱っているかなどの(無形の)資料の記録が伴っていないから原則として無価値同様になってしまう。民族学博物

館とか民俗資料館は形のある物がある所である所であるとともに膨大な所謂無形の資料の収められている場所であつてほしいと思う。この膨大な所謂無形の資料をどう系統づけ管理してゆくかはまたの話として、彼はそうした所謂無形の資料を彼の野帳・フィールドノートに記録してきてくれることだろう。

(2) 館では集めてきてくれた標本を受けとるとき頼んだ資料を記録してもらおう(野帳から清書してもらおう)カードをお渡しする。当然そのための費用は館の負担である。このカードはA5判のルーズリーフで、表に
 原名・訳名・標準名(a群とする)
 採集地・採集年月日・採集者名
 採集経路・購入価格・寄贈者名
 (以上をb群とする)

製作地・製作者・製作年月日・製法(以上をc群とする)
 などをかかなり自由に書込めるようになっていいる。また館の方で記入する収蔵番号・分類番号(記号)・収納棚の番号・収蔵年月日の項目がある。

なおこ、での原名・訳名・標準名の使い分けは、北海道で祖先をまつるときに使うちようど翁の髯のような削掛けを「エカシ・イナウ e kasi・inaw(祖翁の髯)」または「キケ

バルケ・イナウ kike-patke-inaw(削り花の垂れている・幣)」というそうだが、この片仮名や横文字が原名、丸カッコの中が訳名、祖翁の幣が標準名?となる。ついでながら民俗資料については標準名が確定していないものが大部分である。いざれ円卓会議でも開いて討議しなければならぬのだろうけれども。裏は、
 材料 (これをd群とする)
 使用地・使用者・使用年代・使用法 (以上をe群とする)
 分布・由来 (以上f群とする)
 備考 (これをg群としよう)

裏には館の方で記入する測定項目と略図を書込めるぐらゐの余白がある。このカードをCカードと呼んでいた。集めてきた人たちがCカードに記入して持って行くと、学芸員の人が目を通してくれ、あれこれ質問し、書き足してくれる。館の人と集めてきた人とのこういうやりとりから学者が生まれ、案外新しい学問が発せたりする……。

(3) Cカードから館ではBカード

を作った。Bカードは縦九五ミリ、横一四センチで、上半分の場所に、

原名・標準名 (Cのa群より)

採集地・採集者・採集年月日(同b群より)

製作地・製作者 (同c群より)

使用地・使用者・使用年代 (同e群より)

を摘記する欄と、収蔵番号・収蔵棚分類番号・地域と種族名の見出し、

下半分には価格・測定・材料(d群より摘記)を含む備考の余白欄がある。Cカードからこのカードに盛り切れない資料(そういう資料こそ実は切つて血の出るような資料である場合が多い)は集めてきた人と館との協同で館の彙報を作ったり、学会直結のこの博物館では学会の機関誌にのせてもらっているようだった。

その点だけでも研究団体と結びついている博物館は便利であった。

(4) 標本には私たちの場合どうしても現状記録としての写真がかかせないので写真を貼付したカードがBカードから作られた。これをAカードといっていた。その記入項目は
 原名・標準名 (a群より)
 採集地・採集者 (b群より)
 製作地・製作者 (c群より)
 使用地・使用者・使用年代

(e群より)

それに収蔵番号・収納棚番号などで、写真は六六判であった。Aカードは蒐集のプロジェクトごとに編成され保管されていて、これが一番もとになるカードのように思われた。それに對してBカードは、多分地域別にならべられていた。

カードAをそのまま、研究の材料として使おうとすると写真の大きさがらいつて見にくい場合がすくなくないし、CカードからB・Aへの途中で落ちた資料も拾いたいのでもうすこし別のカードも欲しくなる。そこで日本民族学協会が派遣した東南アジア稲作民族文化総合調査団ではA5判で手札型の写真の貼れるカードを使っていた。そのカードには

撮影場所・撮影月日・データ・機種・原板サイズ

それに種族名とHRAF (Human Relation Area File 世界各地の民族の民族誌と文化全般を組織的に扱える便利なアイテムが使われている) 検索欄と、そしてたっぷり取った余白があった。

(5) CカードからAカードからか「民具標本収蔵原簿」という台帳が作成された。この台帳はB5判の大ききで片面だけ使い、一頁当り五件ずつ記入できるようにになっている。

使ってみるとこの台帳なかなか便利で使いやすい。一件の項目としては

標準名・地名(原名) (a群)

採集地・採集者・寄贈者・採集年月日 (b群より)

があり、また収蔵年月日と備考欄・分類番号の三つの枠があった。Cカードのcaefのうち特に重要なものは備考欄に注記されていた。

(6) 以上でだいたい標本に附随する記録類の作成は一応終わったわけであるが、なおこの外(5)の台帳から標本につける付け札(付票)や採集地別・種類別・収蔵棚別などのリストが作られた。このうち付け札は縦横は、一〇・七センチで上の方に二三ミリの余白を設け、そこに厚紙でこしらえた直径一五ミリの目玉が貼附けてある。この種の付け札には針金はすぐ錆びてしまうから絶体禁物で

風糸などを使うのだが、この輪は糸ずれ止めである(こういう一寸した心ずかいが案外仕事を助けてくれる)。付け札の内容はBカードと同じで、種類(標準名)・原名(a群より)採集地・採集者・採集年月日・寄贈者名(b群より)

製作地 (c群より)

使用地(所用地)・所用者(e群) それに収蔵番号・収蔵年月日・棚番号・備考であった。付け札について

は部内でも問題があり札の大きさや記入項目の煩雑さ、札を付けることの有無が議論されていた。採集地別や収蔵棚別のリストは横書きで適宜用意していたようであった。

ところで、このような作業を、各作業が終わった時点をめあてにして標式化してみると次のようになる。ただし(7)は出来上った台帳なりカードなりが所定の場所におさまったことを示す。

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)

この作業に野帳・Cカード・Bカード・Aカード・台帳・付け札と検索カード群が対応しているわけであり、作業の流れからみてもプログラクツの面からいっても、この体系は無理なく・うまく出来ていたことがわかる。もっとも私は当時決して見通しのよい場所には(1)(2)(3)(4)(5)(6)だったので、実際には(1)(2)(3)(4)(5)(6)だったのか(1)(2)(3)(4)(5)(6)だったのか記憶がない。しかしそれはそれとして、このような体系(それは標本の保存管理についての一つのお手本となっていた)に全然問題がなかったかといえ(これは私の体験からいって、理窟の上からいってでない)それはそうでなかったであろう。これまでカードや台帳の記入項目についてつくく述べてきたから恐らく同意し

ていた。けると考えるが、同じような内容のカードやら台帳やらを何回も作らされるのは作る人にしてみれば真に迷惑な話といわねばならない。

各カードや台帳はそれぞれの機能にあったように記入項目が限定されていなければならぬし、民族学・民俗資料の博物館・資料館としてはそのような作業量の配分でよいのかどうか、もっと外にやるべきことがないかが検討されてよい。

しかしそうした問題はすでに俗流ではなく、より高次の判断を含むので、では触れなくておきたい。

(七一年二月八日)

※ ※

- 民俗資料を扱う人のために
- 一、資料の内容を知るために
- 『日本の民具』(全四巻遠藤武・宮本常一他慶友社刊各三五〇〇円)
- 『日本の民具』(日本常民文化研究所編角川書店昭三三年刊四八〇円)
- 『民芸』(日本の美術)別冊第4巻 村岡景夫・岡村吉右衛門共著平凡社昭和四〇年刊八八〇円)
- 『日本の民芸』(伊藤安兵衛著三彩社昭和三八年刊三〇〇円)
- 『民具入門』(宮本馨太郎著慶友社昭和四四年刊一八〇〇円)
- 『民具』(田原久著至文堂昭和四六年刊六五〇円)

(つづく)

報
市町村公文書の所在調査

「宮崎県行政資料所在調査目録」

東 別 府 盛 雄

(宮崎県立図書館
整理課長)

情

本館報第十三号の原島陽一氏論文に「……県庁文書ではないが、『宮崎県行政資料所在調査目録』(昭和44)のような未開拓の分野に意欲を示したものがあって……」と紹介されているが、当事者にとっては少しく面映ゆいのである。

なぜならば、大方の県立図書館のいう行政資料での公文書が、県庁公文書を指していることからすると、確かに未開拓分野への挑みではあったが、それなりに試作の域を出ていないからである。

調査の動機は、「宮崎県郷土資料総合目録」(昭和40)のうちに、県内公共図書館はもとより個人所蔵の古文書類を悉皆ではないが収録したことに始まり、近年における市町村の統廃合、庁舎の増改築の頻発などに多大の刺激をうけたのである。

市町村公文書の失われゆく理由を要約すると、(1)文書規定はあるものの表現や基準があいまいであつて、具体的な例示がなく、市町村によって基準はまちまちである。(2)一般に

用済み文書に対する関心が低く、虫害汚損文書は、反古同然に扱われる傾向にある。また、最近のファイリング・システム化の普及にともない「捨てるのが整理である。」という表面的解釈が拡大され、散逸に拍車がかかっている。(3)文庫が狭あい

で整備されていなく、新庁舎ですら文庫のないところがある。(4)機構の改正や人事異動時の文書引継ぎが不完全なため分散され消滅する。(5)市町村、住民ともに公文書は公開されるという認識が薄いなどが挙げられているのである。

このようなことから、調査の主眼を(1)公文書の住民への公開を前提とし、(2)文書規定の別表判例ともなるようなトールを作り、(3)整備の重要性を喚起したいとしたのである。

即ち、現段階では、図書館での収集保存ということよりも、まず市町村自身での公文書の把握、整備に力点を置くこととし、近き将来、市町村の声として興るであろう文書館、史料館建設に期待するのである。

この事業は、三か年計画(昭和41(43年度)で実施され、第一次を県北二三、第二次を県南二三市町村の調査に当て、第三次に編集刊行したものである。予算は、次表のとおりであり、兼務職員三名という限られた範囲での調査にとどまらざるを得なかったが、のちの蔵書目録作成(昭和45(49)への移行に益すること大であった。

科目	年度	4 1	4 2	4 3	計
賃 金			108	86	194
旅 費		212	153		365
消耗品費		10	10	2	22
食糧費		16	13		29
印刷製本費		52	52	450	554
通信運搬費		10	11	36	57
報 償 費		130	110		240
計		430	457	574	1,461

調査員は、市町村それぞれ一名とし、役所勤務の経験者に多く依頼したが、調査期間を十日程度としたため決して精度の高いものとはいえず今後の課題として残されている。

対象の公文書を一応、永年保存としたが、市町村によつては単年のものをも含んでいる。このことは、前述の別表判例ということからすると

好材料なので、選別することなく、あえて収録したのである。

目録の体裁は、B5判、本編一二四頁、索引編九二頁からなる。本編は市町村別とし、類似文書はつとめて合同し一八五三タイトルとした。索引事項の選定には、類似文書の合同作業と同様の苦心があったが、独自の試みとして四三件名とし、市町村名を補記することによって、他市町村との比較を容易ならしめようとした。巻末に市町村変遷表をグイヤグラム様に作図したが、これまた試案にすぎないものである。

結びとして「あとがき」を引用すると「……この調査は、単に目録を作るためにのみ行うものではない。調査をする過程で、また調査が完了した後でも、市町村職員のうちに行政資料は、資(史)料として後世に残すべき遺産であるという認識が生まれ、散逸防止に心が用いられるように啓蒙されるならば、この事業の効果は達成されたものといえる。この意味において、各市町村が自分自身の資料を十分に把握されることを望むものである。……公文書は、役所や研究者のみのものではなく、住民全体の公の所産であつて、決しておろそかにはできないのである。

財団法人福島県文化センター
歴史資料館

菅田 宏

(福島県文化センター)
歴史資料課課長補佐

一

昨年九月オープンした福島県文化センターは、福島県が明治百年記念事業の一環として、十三億余の巨費を投じて建設した施設で、文化会館、美術博物館、歴史資料館からなっている。しかし建設当初は、県立文化センターとして発足することになっていたが、途中から新たに財団法人福島県文化センターを発足させ、管理・運営を委託することになった。

これによって、歴史資料館は、最初、福島県史編纂会議で検討された構想とはことなり、その規模はかなり縮小され、県史編纂関係者、地方史研究者等は期待はずれと失望する結果となった。建設計画の当初においては、福島県の歴史を明かにする古文書・古記録、考古資料、民俗資料等を調査・収集し、整理・保存、公開はもちろん、福島県史の研究、福島県史に収録できなかった資料の刊行等もおこない、県内の地方史研

究者の研修情報交換の施設として設立すべきであるとされた。その機構

においても館長、次長のもとに、総務課(庶務会計・施設管理・マイク
ロ整本技術)資料課(文書・地方行政資料・考古資料・民俗資料)編纂課(県史資料・研究資料)等からなり、職員数は最低十二三人を確保し、その過半数は専門職であるなど画期的なものであった。福島県史学会、福島県考古学会等の民間の研究団体からも資料館の早期建設について陳情書が提出された。

当時、明治百年記念事業として、文化会館、美術博物館からなる文化センターの建設が確定したが、はからずも同じ敷地内に歴史資料館も建設されることになった。

歴史資料館の建設業務は、福島県史の編纂業務を担当していた総務部文書学事課があたり、完成後の運営も同課があたることになっていた。

建設に着手する直前、歴史資料館の業務は、県文化センター建設を担

二

当する県教育庁社会教育課に引き継がれた。しかも文化センターのなかに包含されることになった。

さらに文化センターは財団法人によって運営されるというおまけもついていた。

歴史資料館の現況は、建物は、ほぼ当初の計画通りで、地上三階、建築面積九三六・五六平方米、床面積一七五七・九八平方米、主なる部屋は、一階展示室、事務室兼応接室、二階閲覧室、研究室、行政資料室、考古整理室、文書整理室、マイクロ整本室、文書庫、三階文書庫、文化財収蔵庫等からなり、とくに文書庫収蔵庫等には、最新の炭酸ガス消火設備が設置されている。

現在収蔵されている主なる資料は県庁文書(明治・大正期文書 約四〇〇〇冊、明治・昭和期共籍簿四〇〇冊、明治期福島県地籍丈量帳 約八〇〇〇冊)その他逐次「福島県文書取扱規程」にもとずいて搬入されている。

県内所在古文書は、調査収集したもの、九八家分、約二一、〇〇〇点なかでも、半田銀山関係の早田伝之助文書、白河藩分領であった飯坂温

泉の堀切真一郎家文書、南山御蔵入関係の室井哲之輔、矢沢要之助、長谷部大作、河越郷の諸家文書等、特色をもつ村方文書が、かなりある。これらは、「歴史資料館寄託要綱」にもとずいて寄託契約のうえ搬入している。

考古・民俗資料は、故藤田定一氏の「天王山遺跡出土品」を中心とした考古民俗資料コレクションおよび県が発掘調査をおこなったもの、なかでも東北高速道建設予定地からの出土品が続々搬入されている。またオープンの記念事業として「福島県文化財展」をはじめとして「郵便資料展」「信達地方の絵馬展」等を随時開催している。「古文書解説講座」も古文書の散逸防止と取り扱ひ者の育成、資料の所在調査をかねておこなっている。しかし、歴史資料館の職員、四名では、なかなか思うようなことはできないが、歴史資料館を単なる倉庫に終らせまいようにしたいと考えている。

「地方史静岡」の刊行

朝比奈 豪

(静岡県立中央図書館
司)

大正十四年、駿府城内に英文庫として開館した県立図書館が、昭和四十五年、新築、移転し、新しく資料図書館として開館しました。

この開館を記念し、郷土史研究の機関誌として「地方史静岡」を刊行しました。

近年、郷土研究が活発化し、各地に研究誌が刊行されてきましたが、県下全域を対象としたものは、昭和初年より戦前にかけて編集された「静岡県郷土研究」全二十輯以来、今日まで刊行されていませんでした。

この刊行を機会に、将来「静岡県地方史研究会」といった研究機関が組織されたらと思います。

創刊号の論文内容は次の通りです。

○宗長・許六・芭蕉―「幾若葉」「十団子も」「駿河路や」の句の解明

南 信一

○武田氏の領国形成―富士山麓地方を中心に見た―

若林淳之

○静岡県の縄文文化について

小野真一

○遠州方言一・三のこと

後藤 一日

○「東関紀行」並に「海道記」に於けるこはま妙井渡等の考察

鈴木武雄

○大居天野氏について

他に郷土史ニュース、郷土資料の紹介などです。

○「明治初期静岡県史料」の完結

昭和四十一年度より五ヶ年計画をもって刊行されてきましたが、今春の第五巻刊行をもって完結しました。

本書の原本は、静岡県が政府の命により、明治元年より十五年に至る間の静岡県の沿革、政治、経済、教育、社会その他、広範囲の諸事情を詳細に調査編集し報告した稿本です。

したがって、明治史研究上の基礎資料であり、本県の明治初期の歴史を知るためには好個の資料です。

この稿本は全三十五冊で、現在は府県資料と呼ばれ内閣文庫に所蔵されております。

なお、県に残された一部分の稿本十九冊が県立図書館に所蔵されております。

地方における研究活動の組織化

―福井県郷土誌懇談会の場合―

井 口 昌 保

(福井県立図書館
司)

福井県の文化活動は他府県に比して大変遅れているにもかかわらず、郷土史は戦前より盛に研究が行われてきた。しかし、これまでは個々の研究者がばらばらに、それぞれの立場で研究活動をつづけていたことから、研究者間に横の連絡をとり研究成果を交換し、お互いに研鑽する場の確立をうつつたえる声が大きくなった。

そこで昭和三十年に、郷土史研究者への助成ならびにその連絡提携、各種郷土研究団体との連絡提携などを目的に福井県郷土誌懇談会を発足せしめた。

事務局を福井県立図書館に置き、機関誌「若越郷土研究」(B5判・二〇頁)を年六回発行しているが、現在九〇号を重ねているし、また会員数は六五〇名(会費は年額八〇〇円)の大世帯で、県内有数の学術研究団体にまで成長している。

この会の主な活動としては、春秋二回の研究発表会、県内外の講師を招いての講演会を開催している。さらに臨地研究会として史蹟・名勝見

学を実施して会員の研究交換、親睦をはかっていることも付言したい。

同会はまた出版事業にも力をそそぎ、福井県立図書館との共同事業として「福井県郷土叢書」を刊行した。内容は「拾権雑話・稚狭考」「片響記・続片響記」上中下巻、「越前国名蹟考」「国事叢記」上下巻、「小浜・敦賀・三國湊史料」「若狭漁村史料」「北国庄園史料」であり、これらを第一期刊行分として完結した。

なお最近地方史刊行が盛んなこともあり古文書に対する関心も高まってきたので、講師を招いて「近世史料取扱講習会」を毎年開催して、古文書に対する理解を深めたり、古文書の散逸を防ぐのに努力している。

今後の課題としては、会員が老人層にかたよりがちなので、会組織の若返り策としてとくに若い人達への入会勧誘や、共同テーマを定め会員の相互協力によって研究活動を展開するなど、活動の広域化と専門化を果していく方向での魅力ある会づく

りなどが考えられる。

所在調査

大名家文書の所在調査

報告その3

第一史料室

(1) 今次調査の概要

今回は第1次報告(本誌第10号参照)および第2次報告(同12号参照)の補充調査と、蝦夷、陸奥・出羽両国のうち譜代大名家、畿内について報告をしておきたい。史料の所蔵者(保管者)各位は、この調査の趣旨に深いご理解を示されてご協力を賜

わったし、各機関、関係の方がたもご多忙の中をさいて調査や資料提供に応じて下さった。いつもながら、いちいちお名前を挙げきれないほどおおせいの、これらの方がたのご好意に対して、改めて深甚の謝意を表したい。当館の調査体制の不備もあるが、この調査の性質上、一部はどうしても中間的な報告にならざるをえない。ひきつづき、関係各位のご協力ご鞭撻をお願い申し上げる次第である。以下に概要報告を記しておく。なお、今回は、D・Eについては、件数が多いので掲げない(A、B……の区別については、前出誌参照)。

(2) 調査目録等の概要

(A) (一)内は現蔵者または保管者。敬称略。

1 上野国小幡 松平家文書(群馬県甘楽郡下仁田町小坂 工藤英雄 保管) 二三冊・四八通・三巻ほか

総点数約七五。元禄以降御朱印・領知目録、郷村高帳、系図・系譜類、官位関係文書のほか、陣屋図、藩借金証文(一三通)等。なお松平家当主(東京都豊島区駒込一六一一八 松平統之助)のお手許には、史料が所蔵されていない。

2 上野国館林 秋元家文書(東京都目黒区目黒三三一一 秋元和朝) 二五冊・七通・二二冊・三帖・一枚、合計五八帖。秋元家系図・系譜類、日光東照宮造営帳(寛永一九。但し写し。三冊)、秋元氏所替関係記録、館林城・同城下(家中・町屋)図、甲州屋村・山形・河越図、初期の古記録(写)、維新时期事蹟・願届届控類のほか、御陵絵図(一五鋪)など。なお、館林図書館所蔵秋元家文書につい

ては二二号既報。

3 摂津国高槻 永井家文書(神奈川県横浜市緑区美しが丘三三四五九 永井直英) 三冊・六巻・一帖、合計一〇帖。系譜一点、「肥前国天草一揆書付」全五巻は、原文書類を収録したもの。

(B) 内容省略。機関名を誌す。

1 陸奥国棚倉 阿部家文書 学習院大学史学会(既刊) 学習院史学第6号収録。但し寄託)

2 陸奥国福島 板倉家文書 文部省史料館(未刊。但し寄託)

3 陸奥国磐城平 内藤家文書 明治大学刑事博物館(既刊)

4 出羽国鶴岡 酒井家文書 財団法人致道博物館(既刊)

5 和泉国岸和田 岡部家文書 岸和田市立郷土資料館(未刊)。なお岡部家(東京都港区赤坂四一一〇一三三ヘキストビル 岡部長衛)は、明治以降の勲記・遺稿・写真等を所蔵

(C) (一)内は調査機関名。所蔵者省略。

1 武蔵国六浦 米倉家文書(神奈川県史編纂室) 第10号に既報。追加分として六七帖。天正、明治知行宛行・領知目録・叙任関係

2 蝦夷松前 松前家文書(北海道史

編集所) 元和、明治。約一四〇点。系譜類、領知目録、明治期諸願届届類、元和以降の御鷹通行手形、家臣団、幕末、明治初期の藩政書類若干のほか、蝦夷地誌・史書類多し。

(F) 所蔵者からご回答を得たもの(一)内所蔵者。敬称略)

1 上野国吉井 吉井家文書(千葉県市川市真間二一〇一一 吉井信康) 系図一卷。その他若干。

2 上野国高崎 大河内家文書(東京都新宿区市が谷仲之町五七 仲之町住宅二三号 大河内輝信) 系図類のほか戦災により焼失。

3 出羽国上山 松平家文書(東京都新宿区戸塚四丁目六二七 戸山アバウト一四一三二二 松平信元) 系譜(書上控)、城修覆奉書、備立図等数点。系図は月岡神社に奉納。

4 陸奥国湯長谷 内藤家文書(東京都練馬区下石神井一一二一一 内藤政恵) 戦災等により焼失。

5 摂津国麻田 青木家文書(東京都港区西麻布三三八一一 青木尉) 系図、領知朱印状、目録、叙任等に関するもののほか、武鑑、戦記物類。

昭和四六年度新収史料紹介(二)

寄贈
史料 常陸国行方郡牛堀村須田家文書 (追加分)

当館が昭和二十七年に収集した須田家文書の追加分として、須田禎一氏のご好意により寄贈されたものである。内容は葬祭関係で、明治五年歿須田重作爲憲と、同年歿須田爲則夫人千賀の喪祭諸色入用帳、香奠帳、小遣帳、御通帳、新盆見舞帳などが主なもので、この外に安政五年歿須

受託
史料 三河国吉田大河内家文書

本史料は旧三河国吉田(豊橋)藩主松平大河内家の襲蔵になるもので、今回、現当主大河内信定氏(東京都新宿区若葉町一ノ一七)のご厚意により、当史料館に寄託されたものである。同家のご芳志に対して衷心より深謝を申上げる。

大河内(松平)家は、徳川幕府の譜代大名として、上総国大多喜藩大河内家、三河国吉田藩大河内家、上野国高崎藩大河内家の三分流をもち(他に、旗本諸流がある)、いずれも老中職などの要職を歴任したが、特に幕政初期の老中などとして活躍した松平伊豆守信綱系の吉田(豊橋)藩松平大河内家(七万石)は著名で

田爲則の悔之留、大正一〇年歿須田爲貞の新盆見舞などがある。(現地名 茨城県行方郡牛堀町一六番地。なお須田禎一氏は東京都世田谷区駒沢三丁目二番地八号に現住しておられる。総点数二五冊、四通、三綴、一括)

あり、本史料は同家の襲蔵にかかるものである。その内容は大別すると(1)大河内家諸家系譜類、(2)初代信綱(幕府老中)時代の島原の乱関係文書・絵図類、(3)第四代信祝(老中)時代の幕府財政関係文書類、(4)幕末期対外問題に関する文書類、(5)幕末期藩主関係書状類、(6)家臣団・軍法関係文書類となり、いずれも良質の史料であるが、このうち特に(2)(3)は学術的価値が高く、本史料の特色として注目される。ただし、藩政関係史料に乏しい点は惜しまれる。

この大河内家は忍、川越、古河、吉田、浜松などへ転封、寛延二年吉

田(七万石)に固定したが、(明治二年豊橋藩と称す)その領知朱印状・同目録は宝暦一年の写が遺存するのみである。なお、家臣知行宛行に関する「班禄備考」がある。

(1)は「大河内家譜」(初代信綱一第一一代信古)や旗本諸分流などの系譜類が整備されており、(2)には「寛永拾四年九州進発翌年到江府帰陣中之書付」、「大河内氏本、島原乱記」、「天草嶋原吉利支丹一揆発之事」、「肥前国有馬高来郡一揆籠城之割日記」、「有馬陣之節道具等之覚」、「手負之覚(有馬陣之節)」、「(軍役割付)」、「西国衆馬印留書(武具足軽中間等調)」、「御内書写御感状写」、「寛永拾四年九州江供仕候者之覚」、「有馬原城備図」、「島原大絵図」、「荷積(有馬陣之節)」その他がある。

茨城県行方郡牛堀町須田禎一氏旧蔵、水戸市茨城県教育財団蔵
須田家文書

当館所蔵須田家文書の残存分は昭和四四年に故須田誠一郎の遺志により茨城県教育財団に寄贈され、同四年に同財団によって「須田禎一家寄贈史料略目録」が作成された。今回はその内で書籍、書画、器具及び一部の文書を除く部分を複写した。

(3)には幕府「御勘定方」史料として、「公儀大積」(「当成年御遣方大積書付」他)、「享保十四酉年御物成米金銀諸運上并成年諸向納金銀を以成年御払方御勘定帳」、「享保十七酉年御代官并御預り所御物成納払御勘定帳」、「御勝手方御用筋大立候儀申上候書付」、「江戸二条大坂御除金并御用米書付」その他がある。(4)には幕末期異国船渡来関係文書、藩士の上疏類があり、(6)の家臣団関係史料には分限帳、役人帳、足輕帳などがある。

なお、本文書は明治四一年東大史料編纂掛が「大日本史料ノ参考ノ爲メ」同家より借用しており、大正一三年に同家へ返却されている。同編纂所蔵の筆写史料「大河内家記録」はその成果とみなされる。(総点数六七九点)。

複写した史料は慶安一年を最古とし、その大部分は天保期から明治初年にかけてのものである。その内容は同家の家格、家訓、相続、祝儀、日記と文芸関係、牛堀・永山村の村方文書、その後身である香澄村の大字水山・堀之内絵図、及び下利根川・霞ヶ浦の水利関係に大別される。家については本・分(新)家関係

同家が勤めた各村庄屋、大御山守、郷士、村長などについてであり、文芸関係は須田為則柿磨によるものが多く、当館蔵須田家文書には殆ど欠けているものである。

村方文書は慶安―貞享の万指銭請取払帳や、貞享―宝永の人別改帳と化政期の田方順帳などが注目される。水利関係は須田誠太郎が多年にわたって利根川下流、霞ヶ浦、北浦沿岸の治水事業に献身したので、その参考に手元に置かれたものであろう。(現蔵者―水戸市三の丸商工ビル内茨城県教育財団。収録点数一九一冊・五巻・六一通・八七枚・三綴・六軸・二括・二個。一二リール―六五七六コマ。)

⑤ 信濃国 原町問屋日記

北国往還の上田宿には海野町・横町・鍛冶町を支配し本陣をも兼帯した海野町問屋と、原町・田町・柳町紺屋町を支配した原町問屋があつて月交替でその任にあつた。本日記は原町問屋を世襲した滝沢氏が書き

上田市立博物館のご好意により、日記全巻を撮影することができた。

内容は伝馬役や宿泊・小休の諸大名幕府役人に関するものは勿論のこと米・豆腐などの諸相場・上田細・産物会所・町医師触・諸職人統制・鋳物口銭・佐渡運上銀・流人護送・騒動・災厄・風俗などからなり宿場町の諸相を窺うことができる。(現蔵者―長野県上田市原町 滝沢佳夫氏。収録点数一五七。四一リール―二五、四八五コマ)

⑥ 真田家 石坂家文書

同家文書のうちから、「家数人別五人組御改帳」三三冊を主として収録した。同帳は旧松代藩領下の各村から郡奉行役所に提出した御改帳を、川東・川南・川中島・川北・茂菅・吉窪・有旅・田野口大岡・新町の各通り毎に合冊してあり、慶応三年および同四年のものが二冊で過半を占め、参考として万延二年および明年間の「人詰御改帳」の零本を収録した。

当館には旧松代藩真田家文書が多量に所蔵されているが、領内の戸口関係史料の欠を補う意味で、同藩領下の約二五〇か村分の人別帳を収録したものである。また、この種の人

別帳がこの程度の規模で残存している例も珍しく、藩庁における原簿として翌年の提出までの、村役人・名替・出入籍・苗字御免・戸主替・頭判替・別家独立などの各種の異動訂正記事が加筆されていることを含めて、幕末期の藩領戸口史料としても注目すべきものである。今回はこのほか「分限帳」「役人帳」の写本数点も収録した。

なお、本史料を所蔵する石坂家は安政三年正月十一日に一生一代御目見席を与えられ、道橋方元ノ小頭となった家で、明治四年に一生士族となり監督方に出仕している。本史料はその間において藩庁から同家へ移ったものと考えられる。

(現蔵者―長野市篠の井杵洲九九〇石坂修躬氏。現在は長野県立長野図書館に寄託。収録点数全三八。二一リール―一三、一五七コマ)

集 報

○昭和四十七年度文部省史料館予算(概算)要求について

文部省は昭和四十六年度予算に、国文学研究資料施設の調査費として九百四十万円を計上し、その設置形態、組織運営等を具体的に調査検討し、また資料収集等の一部を行なっ

ている。そのさい同施設建設地として当史料館の敷地内が予定されている。当館は老朽化した現施設の改装計画を立案していたが、これを機会にその実現を期すべく、右の建設計画を了承したのである。

来年度予算概算要求に当たって、文部省では右の国文学研究資料施設の創設をめざし、特定の国立大学に付置されない全国共同利用の施設として、「国文学研究資料館」を当館の敷地に新設することとなり、全体計画約六億六千万円、所要人員九十四人とし、昭和四十七年度は四十四人の定員(うち十五人は当館から振替)とともに、三億八千八百十三万円を要求している。

同館は、国文学(江戸時代以前)に関する内外の文献の組織的な調査・研究、収集(主としてマイクロフィルムによって実施)・受託、整理および保存を行ない、これを全国の研究者の利用に供するもので、人文科学系では初の特設大学に付置されない共同利用の施設である。従って概算要求においても、国立学校特別会計を用いることとし、これに属する研究職員は文部教官とし、教育職(一) (大学教官に適用)の俸給表をあてるよう要求している。

右の要求に伴ない、同一敷地内に

において同館新設と同時に改築を要求していた当館は、従来から一般会計を用いてきたのであるが、同時改築の実現が困難となり、同館に併設されることによってその実現を計るかもしくは従来どおりの方向を旨さずかの選択にせまられ、館内討議を重ねた末、七月二十三日の緊急評議員会において左記のような結論に達し文部省当局と評議員会との間で了解事項を取り交わした。

史料館と国文学研究資料センター

(のち国文学研究資料館と改称)との併設(?)は、次の条件の下に承認する。

- 1、史料館の現在の目的・性格・運営形態を変更しないこと。
- 2、将来は、史料館は国文学研究資料館から独立して同館と同程度の規模の機関となるよう努力すること。従って今回の措置は暫定措置である。
- 3、現在の職員については、その待遇を今日以上にすること。

以上の方針に従って、史料館を国文学研究資料館の併設機関とし、現研究員(文部事務官、研究職俸給表適用)を文部教官とし、概算要求も国文学研究資料館のうちに含めて国立学校特別会計を用いることで、政

府案を成立させるよう折衝中である。

当館の来年度予算要求に伴う「改組」問題は右のような事情によるものであり、各位におかれてはこの点ご了解をいただきたく思っている。なお、来年度予算概算要求通過に当たっては、関係諸機関・学会等各位のお力添えにより、一日も早く当館が暫定措置から脱し、独立機関となるよう、切に望むものである。

○昭和四十六年度事業(その二)

一、史料の収集

常陸国行方郡牛堀村須田家文書(追加分)の寄贈および三河国吉田大河内家文書の寄託を受けたほか、茨城県教育財団所蔵須田家文書等三件のマイクロフィルム複写を行なった(詳細別項参照)。

二、近世史料担当職員講習会

第十八回(東日本地区) 九月二七日より一〇月二日まで国立教育会館を会場とし、五〇名の受講者を迎えて実施された。

三、史料展示会

第二一回史料展示会は一〇月二四・二五両日当館において「愛知・群馬両県庁文書」の展示を行なった。

四、定例研究発表会

第三五回(46・9・10)
江戸六組飛脚屋仲間について

藤村潤一郎

第三六回(46・11・25)

近世初期領国貨幣雑考

榎本宗次

○史料の貸付

(1)東海銀行主催「日本橋今昔展」(四六年九月四日〜十五日)に西川勘定目録帳など九点。

(2)株式会社東京メカネ主催「メカネの歴史展」(四六年一〇月五〜二十五日)に眼鏡屋看板など五点。

(3)福井市立郷土博物館主催「若越医学史展」(四六年一〇月一九〜二十五日)に越前史料の解蔵図写本一点。

(4)大蔵省印刷局主催「大蔵省印刷局一〇〇年史展」(四六年一〇月二六日〜二月四日)に入間県太政官高札など二点。

(5)NHK総合テレビ番組「明るい漁村」(四六年一月五〜六日)に小川島捕鯨絵巻一点。

(6)東京国立近代美術館主催「アニメーション「映画の回顧」(四六年一月二二日〜四七年二月一〇日)にのぞきめがね「ステレオ」など四点。

○文部省史料館評議員(再任 任期昭

和四十六年十二月一日〜四十八年十一月三十日 五十音順 敬称略)

石井良助(専修大学教授)、大久保利謙、木村礎(明治大学教授)、児玉幸多(学習院女子短期大学長)、小葉田淳(京都女子大学教授)、杉本勲(愛知県立大学教授)、豊田武(東北大学教授)、古島敏雄(東京大学教授)、宝月圭吾(東洋大学教授)

巻頭に、文化財の保存科学の分野で、国際的にもユニークな活躍をされている岩崎氏の玉稿を掲載できました。外遊前の多忙な時間を本誌のためにさいて下さった同氏にお礼を申し上げます。本誌が、今後この分野でも、各位の研鑽・意見交換の場として役立てれば、と思っております。

各地の実践活動のご寄稿、いろいろな今後の編集に役立たせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

文部省史料館報 第一五号
昭和四十六年二月一〇日発行
編集・発行者 小和田武紀
文部省史料館
東京都品川区豊町二ノ六ノ三
電話(七八三)九一〇六(代)

印刷所 三恵出版印刷株式会社
東京都代田区神保町二ノ二
電話(二六一)一四四三番